

令和7年度「宮崎だいすきポケモン」ナッシーを活用した誘客周遊促進事業業務委託仕様書

1 目的

「宮崎だいすきポケモン」のナッシーとアローラナッシーを活用し、県外からの誘客及び県内周遊を促進するとともに、本県の魅力を県外向けに情報発信することにより、本県の認知度向上を図る。

2 委託事業名

令和7年度「宮崎だいすきポケモン」ナッシーを活用した誘客周遊促進事業

3 委託業務の範囲

「宮崎だいすきポケモン」ナッシーを活用して、宮崎の魅力や情報を広く県内外に発信するとともに、県外からの誘客及び周遊の促進を図るための企画運営業務。

具体的な業務内容は以下のとおりであるが、さらに、本業務の委託費用の範囲内で、これ以外に効果を得られると考える企画がある場合は、積極的に提案すること。

(1) 県内周遊企画

- ・全市町村に設置されているポケふた及びダム、橋梁等のインフラ施設、その周辺観光地、道の駅等を周遊させるため、スマートフォン・タブレット等を活用したデジタルスタンプラリーの企画及びシステム構築を行うこと。ただし、ポケふた設置場所の位置情報(GPS)をデジタルスタンプラリーのシステムに組み入れることはできない。また、当該観光地等の情報も発信できる仕組みとすること。
- ・企画に伴う専用サイトの構築や維持管理、スタンプラリーの事務局業務、業務終了後の参加状況等の分析及び報告を行うこと。
- ・スタンプラリーの実施期間は、令和7年7月4日から令和8年2月末までを予定しているが、状況に応じ期間の変更があり得る。
- ・スタンプラリーのスポットは、関係市町村やインフラ施設等の管理者との意見交換を踏まえて決定すること。
- ・期間中、スタンプラリーのスポットにおいて、ナッシーグリーティングを実施することに加え、必要に応じて、企画で使用するポケふたや、アローラナッシーバルーン等の備品の点検及びメンテナンスを行うこと。
- ・スタンプラリーで景品を提供する場合は抽選方式とし、景品表示法の規定に留意すること。

(2) PR動画の制作

- ・ナッシーが出演する本県の観光地や認知度及び魅力度向上に資する動画を2本以上制作すること。なお動画は、SNSで発信することができるサイズとする。
- ・宮崎交通(株)、(株)ソラシドエア、宮崎カーフェリー(株)、九州旅客鉄道株式会社宮崎支社、宮崎空港ビル(株)が実施しているナッシーを活用した取組をPRする動画を1本制作すること。

(3) 県内イベントの企画・運営

- ・ナッシーコラボグッズの製作やナッシーグリーティングなど、県外からの誘客を図るためのイベントの企画・運営や、イベントの問合せ対応、その他イベントに付随する業務を行うこと。

(4) 公式サイト及びSNSでの情報発信

- ・ 県で管理している「ナッシーリゾート in 宮崎」公式サイトにおいて、本委託業務で実施する企画の特設ページの開設や、本委託業務で作成する動画の埋め込み、その他の本委託業務の履行に必要な作業を行うこと。
- ・ (1)～(3)の取組をナッシー公式SNSで発信すること。また、観光地など、本県の様々な魅力をナッシー公式SNSで定期的に発信すること。
- ・ 本委託業務で作成する動画等を用いて、受託者の提案する広報媒体でのPRを行うこと。また、実施に当たっては、広報媒体の具体的な内容を県に対して提案し、承認を得ること。

4 委託業務に関する経費の管理等

- (1) 委託業務を実施するために必要な経費は、委託料の範囲内で受託者の負担にて支出する。
なお、委託経費は、履行までに要する全ての経費を含む。
- (2) 上記3の業務でナッシー及びアローラナッシーを使用する際は、株式会社ポケモンの監修を受け、承諾を得ること。
- (3) 次に掲げる経費は委託料に含まないものとする。ただし、事前に県と協議の上、了解を得たものについては、この限りでない。
 - ① 備品(10万円以上の物品)の購入費
 - ② 会議等での食糧費
 - ③ 租税公課(消費税及び地方消費税を除く。)
- (4) 受託者は、委託業務に係る次の関係書類を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後、5年間保存すること。
 - ・ 業務委託契約書等の当該事業執行に関連する契約書

5 著作権の取扱い

- (1) 著作権者
本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、宮崎県に帰属する。
受託者は、納品する成果品について、著作者人格権を行使しないこととする。
- (2) 権利関係の処理
 - ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利(以下「第三者の権利」という。)を侵害することがないように業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。
 - ② 受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
 - ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
 - ④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上処理することとする。

6 成果品及び成果報告書の提出

次の成果品について、完成次第速やかに納品すること。また、全ての業務終了後、速やかに成果報告書を提出すること。加えて、必要に応じて進捗状況の報告を行うこと。

○印刷物

指定の部数を納品すること。なお、納品場所は以下のとおりとする。

- ・宮崎県商工観光労働部観光推進課
- ・指定の配布場所（配布場所は提案によるほか、別途協議を行うものとする。）

○電子データ

電子データについて、CD-R、又は DVD-R にて納品すること。なお、広報等のために、必要な範囲内で県が複製、翻案等の修正をすることができるものとする。ただし、作成の都合上著作権を県へ譲渡できない写真・文章等を使用する場合は、事前に県へ申し入れを行い、了解を得ること。また、著作権を譲渡できない写真・文章等の二次利用については、その都度県と受託者で協議する。

7 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項にあたって疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。
- (3) 本業務で得られた情報等については、県の許可なく流用してはならない。
- (4) 業務内容の詳細については、企画提案により請負業者が特定した後、実施主体との協議により変更することがある。それに伴う仕様の変更、予算額の変更等は、必要に応じて県と協議の上、対応することとする。
- (5) 履行期限にかかわらず、業務実施後速やかに実施内容の概要について報告すること。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (7) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (8) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。